

広島県勤労者山岳連盟 遭難救助隊規定（*②）

（総則）

- 第1条 労山広島県連（以下、「県連」という。）教育遭難対策規程第6条に基づき、県連内に遭難救助隊を設け、事務所を広島県内におく。
- 第2条 遭難救助隊を「県連救助隊」と呼ぶ。

（目的と活動）

- 第3条 県連救助隊は、遭難に際しての捜索・救助・搬出活動（以下、「救助活動等」という。）及び遭難防止の諸活動を主目的として常に救助活動等において迅速かつ安全・確実な行動ができるよう組織・訓練・研究を行う。
- 第4条 県連救助隊は、次の諸活動を行う。
- (1)地元主要山岳等における救助活動等 (2)救助活動等の訓練及び研究 (3)隊員の登山能力向上
(4)地元主要山岳の地域研究 (5)講習会等の講師 (6)遭難防止の啓発ほか

（機関）

- 第5条 県連救助隊に機関として総会・役員会をおく。
- 第6条 総会は年1回隊長が招集し、活動方針の決定や役員を選出などを行う。
- 2 役員会は隊長・副隊長・レスキュー隊長・事務局長で構成、随時隊長が招集し、活動方針の具体化・隊員の審査などを行う。

（役員）

- 第7条 県連救助隊に次の役員をおく。
- (1)隊長 1名 (2)副隊長 若干名 (3)レスキュー隊長 1名 (4)事務局長 1名
- 第8条 隊長・副隊長・レスキュー隊長・事務局長は総会で選出し、県連理事会が任命する。

（隊員）

- 第9条 隊員は、自発的な志願者及び各加盟団体（以下、「各会」という。）より推薦された者のうちから役員会の承認を得て隊長が任命する。

（出動）

- 第10条 県連救助隊は、原則として県連理事会の要請に基づいて出動する。ただし、先遣隊の出動など緊急を要する場合などはこの限りでない。
- 第11条 出動に要した費用は、すべて依頼者（各会又は個人）が支払うこととする。

（その他）

- 第12条 出動する隊員は、労山新特別基金等に加入しなければならない。
- 第13条 県連救助隊の活動（出動を除く。）は、県連の財政でまかなう。

付則 この規定は、1987年8月25日から実施する。

(1997年3月11日一部改正、2013年12月17日一部改正、2015年3月29日一部改正)